

平成26年度「鳥取・島根広域連携協働事業」募集要項

1 事業の趣旨

鳥取・島根両県の連携については、経済団体や行政を中心として県境を越えた広域的な取り組みが進められています。この事業は、両県共通の地域課題に対し、NPO法人・住民グループ（以下「NPO等」という。）から鳥取・島根両県事業担当課（以下「両県事業担当課」という。）と協働する事業の企画提案を募集し、両県のNPO等と行政の連携により課題解決を図る実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域課題の解決につなげるとともに、両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進を目指します。

なお、平成26年度当初予算に関わる鳥取県議会及び島根県議会両方の議決が得られない場合は、この公募によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとします。

2 応募資格者

鳥取県内のNPO等と島根県内のNPO等の共同体。

ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金登録団体（審査会の日までに、しまね社会貢献基金に登録する団体を含む。）であること。

3 募集事業及びテーマ

事業提案は「鳥取・島根の広域連携による地域課題の解決」をテーマとし、共同体と両県事業担当課が協働で取り組む事業を募集します。

※ここでの協働とは、「共同体と両県事業担当課が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) 提案分野に制限はありません。
- (2) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3) 実施期間は、平成26年度とします。

4 事業応募の条件

- (1) 協働の円滑な実施のため、共同体は応募しようとする提案事業に関係する両県事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した上で、共同体が応募してください。
- (2) 提案にあたっては、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意しておいてください。
- (3) 募集事業の基本的な条件
 - ① 公共性、公益性が高く、両県の地域社会への貢献が同等程度に期待される
 - ② 両県の官民相互の連携促進にモデル性を有し効果が高いものである
 - ③ 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題解決につながることを期待できる
 - ④ 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性を有するものである
 - ⑤ 共同体自らが実施するものである
 - ⑥ 既に当事業を活用した事業でない
 - ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でない
 - ⑧ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではない

5 事業の実施方法

共同体に事業を委託し実施することを基本としますが、事業内容によっては補助事業として実施していただきます。

6 対象となる金額

1事業あたり400万円を上限とします（鳥取・島根両県からそれぞれ1/2の額を委託または補助）。

7 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、共同体に事業を委託して実施する場合は、間接経費（研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等）を直接事業費の3割を上限として認めます。

【留意事項】

(1) スタッフ、アルバイト、有償ボランティア等に対する人件費、及び講師等への謝金については、次表の金額を上限とします。

区 分		一人当たり単価
人 件 費	①事業を運営するスタッフ	8,475 円/日
	②アルバイト	6,000 円/日
	③有償ボランティア	5,312 円/日（最低賃金 664 円/時間）
謝 金	①研修会等	大学教授・准教授 6,300 円/時間 その他（専門的知見を有する場合） 5,100 円/時間 その他 3,000 円/時間
	②講演会	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 （上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合）
	③コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 （シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること）

(2) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。参加に関わる交通費は対象経費とします（別途支給することはありません）。

8 提案書提出期限及び提出方法

提出期限：平成26年4月17日（木）17時00分まで

提出先：下記のいずれかの事務局（提出先・相談窓口）へ提出してください。

鳥取県 提出先 相談窓口	鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 Tel：0857-26-7070 Fax：0857-26-8196 E-mail：tottoriryoku@pref.tottori.jp
島根県 提出先 相談窓口	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 Tel：0852-22-6099 Fax：0852-22-5636 E-mail：npo@pref.shimane.lg.jp

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は、上記期限までに到着しているものであること）

提出部数：1部

9 応募にあたって提出する書類及び取得方法

- (1) 応募にあたっては、以下の①から⑥の書類は必ず提出してください。⑦については、提出は任意です。
- ① 平成26年度「鳥取・島根広域連携協働事業」提案書（様式第1号）
 - ② 事業提案企画書（「鳥取・島根広域連携協働事業」）（様式第2号）
 - ③ 提案事業収支計画書（鳥取・島根広域連携協働事業）（様式第3号）
 - ④ 共同体の協定書の写し
 - ⑤ 両県NPO等の定款、規約、会則等の写し
 - ⑥ 両県NPO等の平成26年度年間活動計画書及び年間収支予算書
 - ⑦ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、10枚以内としてください。）
- (2) 応募書類の様式の取得方法は、下記ホームページからダウンロードしてください。
- また、「事業提案書」の作成等について疑問な点がある場合も、「8 関係書類の提出期限及び提出方法」に記載してある提出先・相談窓口にお問い合わせください。
- 〈様式のダウンロード〉
- 鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 <http://www.pref.tottori.lg.jp/tottoriryokusouzouka/>
 島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

10 選考方法

- (1) 審査会は公開とし、提案する共同体と両県事業担当課による提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます（平成26年5月中に開催を予定）。
- (2) 選考にあたっては、民間の委員を主体にした審査委員会（非公開）において提案内容を総合的に評価し、選考します。

11 審査のポイント

提案された企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。

項目	審査のポイント
提案事業の目的	両県の地域課題の解決を目標とし、解決しようとする地域課題の視点から見て、目的、目標は明確かつ妥当か。 また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
両県の連携効果	両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか。 また、両県が連携することで単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか。 両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか。
協働の相乗効果	共同体と両県事業担当課が協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか。
共同体と両県事業担当課の役割分担、スケジュール	共同体と両県事業担当課の役割分担は明確かつ妥当か。 また、事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か。
提案事業の先進性、実効性	創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか。 両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか。 効果的で具体性、実効性があるか。
共同体の事業遂行能力、予算の妥当性	共同体には企画を練り上げて遂行していく能力があり、共同体自らが実施する事業か。また、予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か。
地域課題の解決、事業実施後の継続性	地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか。 また、助成事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

12 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
- (2) 採択予定事業は、1事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 委託又は補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。
- (5) 提案事業が採択された場合は「協働に関する研修（6月と10月の2回）」及び「事業報告会（3月）」にご参加いただきます。

13 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

14 その他

(1) 提案の公表

提出のあった提案内容については、事業の概要及び共同体（共同体を構成するNPO等を含む。）の名称等を公表しますので、予めご了承ください。

(2) 自己評価

事業実施後は、共同体と両県事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

(3) 事例紹介

採択された事業については、その提案内容や実施状況等を協働事業の事例として広く紹介しますので、ご協力をお願いします。

15 留意事項

- (1) 事業の実施状況や、各種会計書類等の確認や調査を随時行う場合がありますので、事業に関する会計帳簿類（支出に伴う領収書等を含む。）を整備し、共同体事務所所在地において平成27年4月1日から5年間保存していただきます。
- (2) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出いただいた書類については、返却いたしません。
- (4) 提案団体は、本要項の内容に同意の上、提案書を提出してください。

提出先・お問い合わせ

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課

電話：0857-26-7070

FAX：0857-26-8196

メール：tottoriryoku@pref.tottori.jp

H P：http://www.pref.tottori.lg.jp/tottoriryokusouzouka/

〒690-8501

島根県松江市殿町1

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室

電話：0852-22-6099

FAX：0852-22-5636

メール：npo@pref.shimane.lg.jp

H P：http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/